

横浜刑務所及び川越少年刑務所等における
給食業務に係る運営事業
事業者選定基準

第1 事業者選定基準の位置付け

横浜刑務所及び川越少年刑務所等における給食業務に係る運営事業事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、国が、落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札説明書と一体のものである。

第2 事業者選定の方法

1 選定方法の概要

本件事業において落札者の決定に当たっては、入札価格及び提案内容によって落札者を決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は入札参加希望者の資格、実績等の有無を判断する「第1次審査」と、入札参加者の提案内容等を審査する「第2次審査」の二段階に分けて実施する。なお、第1次審査は、第2次審査のための事業提案を提出できる有資格者を選定するためのものである。

2 事業者選定の体制

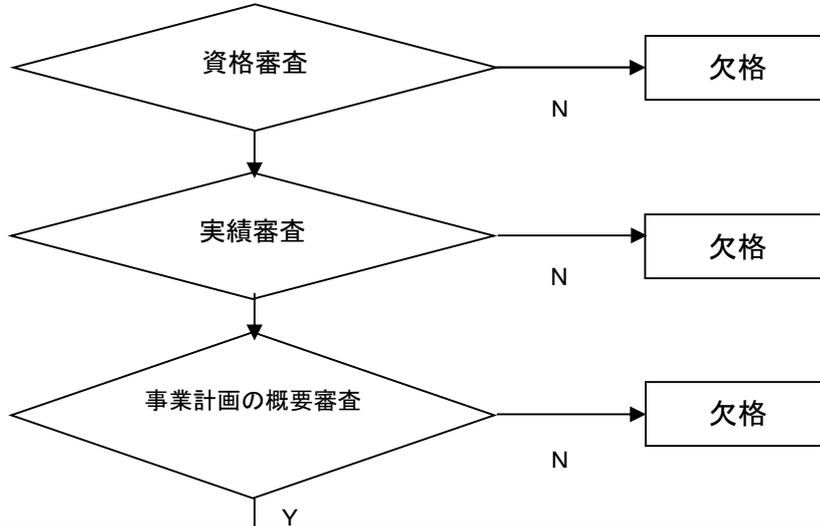
「刑事施設における被収容者に対する給食業務に係る事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）は、入札参加者からの事業提案を事業者選定基準に基づき評価し、得点を国に報告する。国はこれを受けて、総合評価落札方式により落札者を決定する。

第3 審査の手順

審査の手順を以下に示す。

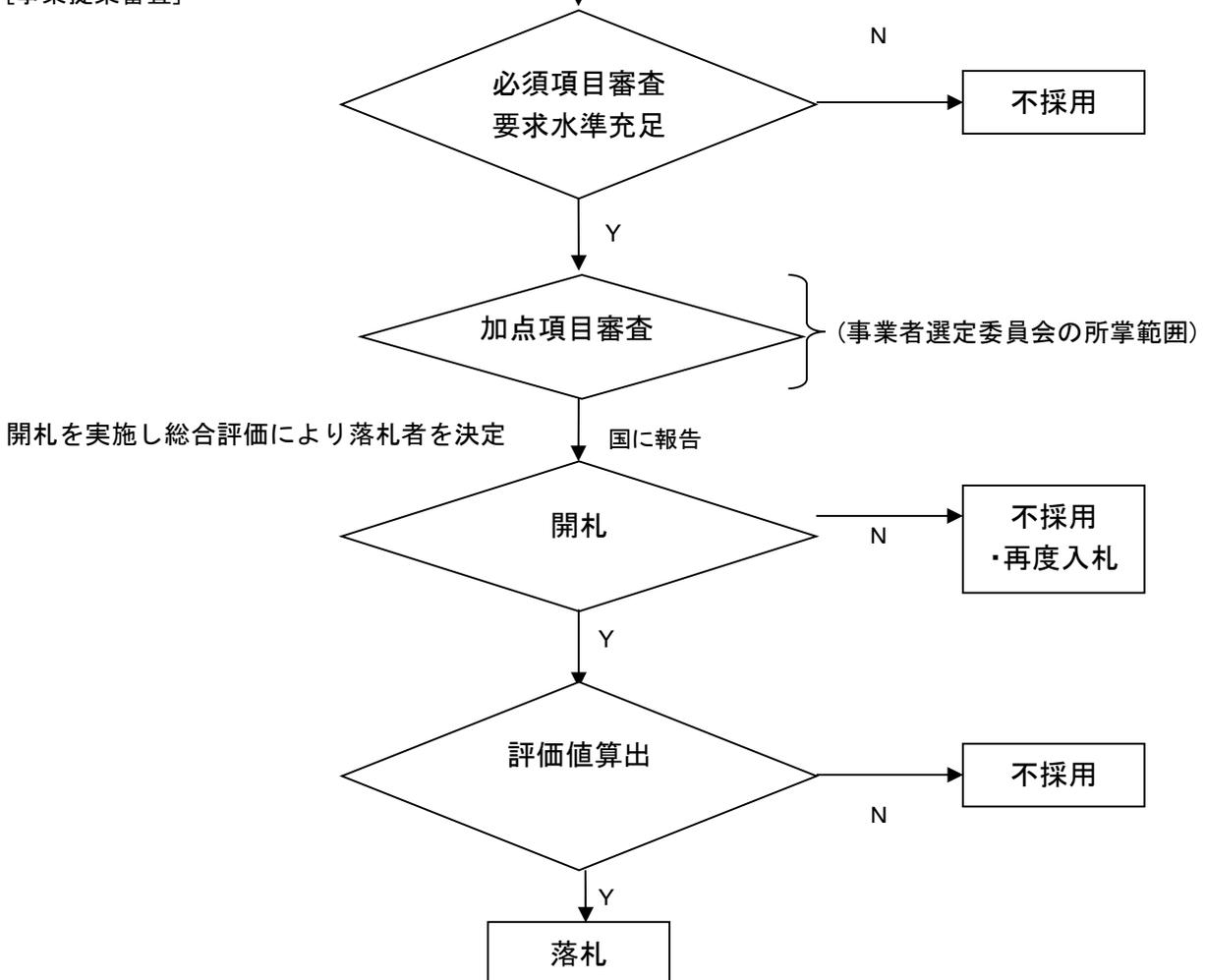
1 第1次審査

[資格審査, 実績審査, 事業提案の概要審査]



2 第2次審査

[事業提案審査]



第4 第1次審査

入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えているか否かを審査するものである。

第1次審査の手順は以下のとおりである。

1 資格審査

入札説明書に定める資格の有無について審査を行う。

2 実績審査

入札説明書に定める実績の有無について審査を行う。

3 事業計画の概要の審査

本事業についての基本的な考え方が適切か否かの審査を行う。なお、本審査に係る提出資料は第2次審査資料における提案内容を拘束するものではない。

第5 第2次審査

総合評価落札方式により落札者を選定するため、入札参加者の事業提案の内容を審査するものである。

1 第2次審査の手順及び方法

第2次審査の手順は以下のとおりである。

(1) 事業提案審査

入札参加者から提出された第2次審査資料(以下「事業提案」という。)の内容を審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象とはしない。

ア 必須項目審査

事業提案が要求水準をすべて満たしているか否かについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を満たしている場合は適格とし、一項目でも満たしていない場合は不合格とする。適格者については、基礎点として20点を付与する。

イ 加点項目審査

事業提案のうち国が特に重視する項目(加点項目)について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を付与する。加点は全体で80点満点とする。

(ア) 事業者選定委員会における採点・審査結果案作成

事業者選定委員会において、別紙の加点項目について優れた提案がされているかを審査し、各提案の採点を行う。具体的には、評価のポイントごとに、提案書の内容が優れているか否かに応じ、概ね次のとおり加点を付与する。なお、加点を付与する際の評価方法については、事業者選定委員会において定めるものとする。

とても優れている。	5
優れている。	3
優れているとは認められない。	0

事業者選定委員会は審査結果を国に報告する。

(イ) 国による審査結果の決定

国は、審査結果を基に、加点を決定し、(1)アにより付与された基礎点に加点を付与する。なお、事業者選定委員会は、事業者に対してヒアリングを実施し、事業提案に関する内容を確認する場合がある。

(2) 開札

入札価格が予定価格の制限の範囲内かを確認する。

すべての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

(3) 総合評価

(1)の事業提案審査による各提案の得点及び(2)の予定価格の範囲内の入札価格を基に総合評価を行い、落札者を選定する。なお、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

2 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査に当たっては、提示を求める図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

(2) 必須項目審査

必須項目について、事業提案の内容が要求水準を全て満たしているか否か審査を行う。

事業提案は、要求水準を満たすように、どのように対処するのかを記載することが求められ、記載内容が十分かつ適切な方法及び内容であると判断できる場合には要求水準を満たすものとして判断する。

(3) 加点項目審査

加点項目審査では、国が特に重視する項目（加点項目）について、事業提案の内容が優れ

ているかどうか加点項目ごとに設定した評価の視点に基づき判断する。

第6 総合評価

1 総合評価の手順

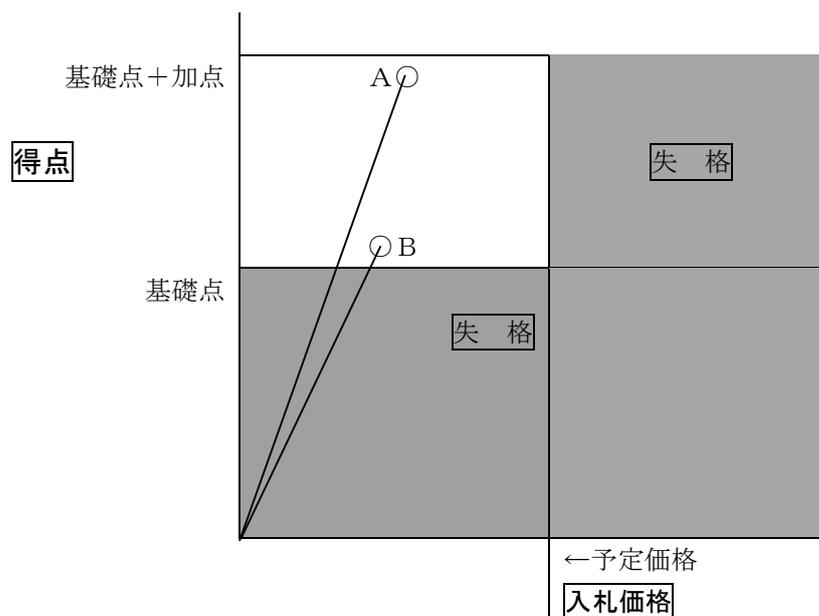
入札価格、提案内容の評価結果に基づき、以下の計算式で総合評価値を算定して事業提案の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

2 総合評価の計算式

$$\text{総合評価値} = \text{提案内容評価の得点} \div \text{入札価格}$$

(提案内容評価の得点=基礎点(配点:20点)+加点(配点:80点))

3 総合評価の模式図



入札参加者の提案する入札価格と価格以外の評価に基づく得点を図示すると上図のようになり、勾配の大きい者が高順位となる。

上図の例では、入札価格の高い「A」が「B」より高い総合評価値を得る。

(別紙)

合計 80 点

総合評価落札方式の評価分類	様式番号	評価のポイント	配点
1. 事業計画 (20点)			
事業実施体制	2-01	・業務実施期間にわたり、業務を的確に遂行できる能力を有する業務従事者の安定的な雇用を確保するための方策について提案がなされている。	5
横浜刑務所における運営体制		・横浜刑務所については塀の中に厨房がある特殊性を踏まえた上で、午前・午後それぞれ数回、塀の外と厨房とを国職員の誘導に従い移動することを前提として、給食業務の実施に支障を生じない運営体制(業務従事者配置(シフト)や執務環境)について提案がなされている。	5
環境負荷の軽減		・食品ロスの削減、食物残渣の減量化など、環境負荷を軽減するための方策について提案がなされている。	5
地域への貢献		・業務実施期間にわたり、地元雇用や地元調達促進、地元特産品を用いたメニュー開発など、本事業を通じた地域社会や地域経済への貢献に資する提案がなされている。	5
2. 運営準備に関する提案 (20点)			
厨房設備・機器のレイアウト	2-02	・厨房設備・機器のレイアウトについて、人や食材の交差による相互汚染防止や二次感染を防ぐよう配慮した提案がなされている。	5
厨房設備・機器及び備品等の整備①		・クックチル等新調理システムによる調理方式を可能とする厨房設備・機器など、大量調理施設において主流となっている、高水準の衛生管理を実現する厨房設備・機器の導入について提案がなされている。	5
厨房設備・機器及び備品等の整備②		・厨房設備・機器及び備品等の能力・数量等について、対象施設の食数等に十分に対応でき、かつ確実に整備できるような提案がなされている。	5
厨房設備・機器及び備品等の整備③		・厨房設備・機器及び備品等について、清掃・洗浄・消毒その他食品安全性に配慮するとともに、省エネルギー、耐久性に優れているなど、安全性、環境面、経済性に配慮した提案がなされている。	5
3. 運営に関する提案 (30点)			
衛生管理(大量調理施設衛生管理マニュアルの遵守)①	2-03	・刑事施設の環境の特殊性を踏まえた上で、適切な衛生管理を維持するための提案がなされている。	5
衛生管理(大量調理施設衛生管理マニュアルの遵守)②		・食中毒の防止や異物混入を防止するための方策についての提案がなされている。	5
衛生管理(大量調理施設衛生管理マニュアルの遵守)③		・衛生検査や業務従事者の健康管理体制についての提案がなされている。	5

総合評価落札方式の評価分類		様式番号	評価のポイント	配点																												
	食材調達	2-03	・1日3食、365日、確実に食事を提供することが可能となるよう、また、災害発生時などの非常時であっても、継続的かつ円滑に食事の提供が可能となるよう、食材の調達計画について提案がなされている。	5																												
	献立作成		・地元の特産品を食材に採用するなど、被収容者に季節を感じさせ、健康増進に資する給食業務の実施が可能となるよう、献立作成について提案がなされている。	5																												
	食育支援		・献立表などを通じて、被収容者に出所後の健全な食生活を実現できる力を育ませることにつながる方策について提案がなされている。	5																												
4. その他（10点）																																
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価		<p>・複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。</p> <p>※ グループで入札に参加する場合には、認定ごとに参加企業の認定点数を合計し、その合計点を構成企業の数で按分した点数とする。</p> <p>・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし等認定企業）</p> <table border="0"> <tr> <td>1段階目（※1）</td> <td>加点得点</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>2段階目（※1）</td> <td>加点得点</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>3段階目（※1）</td> <td>加点得点</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>行動計画（※2）</td> <td>加点得点</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>プラチナえるぼし（※3）</td> <td>加点得点</td> <td>5点</td> </tr> </table> <p>※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定</p> <p>なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要</p> <p>※2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）</p> <p>※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条に基づく認定</p> <p>・次世代法に基づく認定（くるみん等認定企業）（※4）</p> <table border="0"> <tr> <td>トライくるみん</td> <td>加点得点</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>くるみん</td> <td>加点得点</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>プラチナくるみん</td> <td>加点得点</td> <td>5点</td> </tr> </table> <p>※4 次世代育成支援対策推進法第13条、第15条の2に基づく認定</p> <p>・若者雇用促進法に基づく認定</p> <table border="0"> <tr> <td>ユースエール認定</td> <td>加点得点</td> <td>4点</td> </tr> </table>	1段階目（※1）	加点得点	2点	2段階目（※1）	加点得点	3点	3段階目（※1）	加点得点	4点	行動計画（※2）	加点得点	1点	プラチナえるぼし（※3）	加点得点	5点	トライくるみん	加点得点	2点	くるみん	加点得点	3点	プラチナくるみん	加点得点	5点	ユースエール認定	加点得点	4点	5	10
1段階目（※1）	加点得点	2点																														
2段階目（※1）	加点得点	3点																														
3段階目（※1）	加点得点	4点																														
行動計画（※2）	加点得点	1点																														
プラチナえるぼし（※3）	加点得点	5点																														
トライくるみん	加点得点	2点																														
くるみん	加点得点	3点																														
プラチナくるみん	加点得点	5点																														
ユースエール認定	加点得点	4点																														
	賃上げの実施を表明した企業等に関する評価		<p>・事業年度における対前年度比、又は暦年における対前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【大企業】</p> <p>加点得点 5点</p> <p>・事業年度における対前年度比、又は暦年における対前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に</p>	5																												

総合評価落札方式の評価分類	様式番号	評価のポイント	配点
		<p>表明しているか。【中小企業等】</p> <p>加点点 5点</p> <p>※ この項目で加点を希望する者は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること（グループで入札に参加する場合は、各構成企業による表明が必要である）。</p> <p>※ この項目で加点を受けた落札者に対しては、当該落札者の事業年度等が終了した後、事業年度等終了後に作成される「法人事業概況説明書」等の提出をもって速やかに契約担当官等が確認を行うので確認のため必要な書類は速やかに提出すること。</p> <p>※ 評価項目の確認方法は以下のとおりとする。</p> <p>①事業年度により賃上げを表明した場合</p> <p>賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較し、表明書で示した率を満たしているか</p> <p>②暦年により賃上げを表明した場合</p> <p>「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較し、表明書で示した率を満たしているか</p> <p>※ 中小企業にあつては、上記比較をすべき金額は、①の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、②の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。</p> <p>※ 上記に規定される書類以外の書類等にて賃上げ実績についての確認を要する場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等（第三者評価の事実を証明する書類等：（例）公認会計士等の事務所の署名がある書類）の提出をもって上記書類に代えることとする。</p> <p>※ 上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。</p> <p>なお、グループの場合に、実績確認において構成企業の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当グループ、未達成となった構成企業である企業及び未達成となった企業を構成員に含むグループに対して行う。</p>	